

# 持続可能な開発目標（SDGs）について

## 1. 概要

- 持続可能な開発のための2030アジェンダは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された、2016-2030年までの国際目標。
- 2030アジェンダは、貧困を撲滅し、持続可能な世界を実現するために、17のゴール・169のターゲットからなる「**持続可能な開発目標**」（Sustainable Development Goals: SDGs）を掲げている。

## 2. SDGsの特徴

- 発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、取組の過程で地球上の誰一人として取り残さない（no one will be left behind）。
- SDGsの目標（ゴール）とターゲットは「**統合され、不可分のもの**」であり、環境・経済・社会の持続可能な開発の三側面のバランスがとれ、統合された形で達成する。
- 持続可能な開発のキーワードとして、人間（People）、地球（Planet）、繁栄（Prosperity）、平和（Peace）、連帯（Partnership）の「**5つのP**」を掲げる。



# 3. 持続可能な開発目標 (SDGs) 17の目標 (Goals)



## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標

<b>1</b> 貧困をなくそう 	<b>2</b> 飢餓をゼロに 	<b>3</b> すべての人に健康と福祉を 	<b>4</b> 質の高い教育をみんなに 	<b>5</b> ジェンダー平等を実現しよう 	<b>6</b> 安全な水とトイレを世界中に 
<b>7</b> エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	<b>8</b> 働きがいも経済成長も 	<b>9</b> 産業と技術革新の基盤をつくろう 	<b>10</b> 人や国の不平等をなくそう 	<b>11</b> 住み続けられるまちづくりを 	<b>12</b> つくる責任 つかう責任 
<b>13</b> 気候変動に具体的な対策を 	<b>14</b> 海の豊かさを守ろう 	<b>15</b> 陸の豊かさを守ろう 	<b>16</b> 平和と公正をすべての人に 	<b>17</b> パートナーシップで目標を達成しよう 	

### 3. 持続可能な開発目標 (SDGs) 17の目標 (Goals)

No.	目標	
1	貧困	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
2	飢餓	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
3	保健	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
4	教育	すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
5	ジェンダー	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
6	水・衛生	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
7	エネルギー	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
8	経済成長と雇用	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
9	インフラ、産業化、イノベーション	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
10	不平等	各国内及び各国間の不平等を是正する
11	持続可能な都市	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
12	持続可能な生産消費	持続可能な生産消費形態を確保する
13	気候変動	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
14	海洋資源	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
15	陸上資源	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
16	平和	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
17	実施手段	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

# 4. SDGsと化学物質に関する具体的施策

ゴール

3 すべての人に  
健康と福祉を



あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し福祉を促進する

**3.9** 2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。

**3.9.1** 家庭内及び外部の大気汚染による死亡率

**3.9.3** 意図的ではない汚染による死亡率

6 安全な水とトイレ  
を世界中に



全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

**6.3** 2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物質・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。

**6.3.1** 安全に処理された廃水の割合

**6.3.2** 良好な水質を持つ水域の割合

12 つくる責任  
つかう責任



持続可能な生産消費形態を確保する

**12.4** 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。

**12.4.1** それぞれの関連する協定に要求された伝達情報において、約束や義務に適した危険廃棄物や他の化学物に関する国際多国間環境協定に対する締約国の数

**12.4.2** 有害廃棄物の1人当たり発生量、処理された有害廃棄物の割合（処理手法ごと）

## 化学物質対策

- 化学物質審査規制法や化学物質排出把握管理促進法を適切に施行し、水銀による環境の汚染の防止に関する法律の施行準備を進めるとともに、子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）や化学物質に関する未解明の問題への対応等を実施する。
- 国際会議などを通じ、化学物質に関する国際的枠組みであるSAICMや個別条約の議論について積極的に貢献する。特に水銀に関する水俣条約を踏まえた国際協力を推進する。

## 大気汚染・水環境対策

- 全国の大気汚染状況の監視するとともに、工場・事業場などの固定発生源や自動車等の移動発生源からの排出抑制対策、アスベスト飛散防止対策を推進している。
- 日中韓の政策対話や日中の都市間の協力等の国際的な連携を通じて、大気汚染対策に取り組む。
- アジア水環境改善モデル事業やアジア水環境パートナーシップを実施することで、現地における技術の普及促進、水環境ガバナンスの強化（排水管理・水環境改善）を目指す。

ターゲット

指標

具体的施策

## 4. 日本での取組

### ■ 政府の取組

#### ① 「SDGs 実施指針」の決定

- 2016年5月に「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を内閣に設置。内閣総理大臣を本部長とし、全大臣を本部員とする。内閣官房に事務局を設置。同本部内に設置された「SDGs 円卓会議」での様々な主体からの意見を踏まえ、2016年12月に「SDGs 実施指針」を本部決定。
- 8つの優先課題と約140の具体的施策を提示。主な環境関係の課題は「省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会」、「生物多様性、森林、海洋等の環境の保全」。

#### ② ステークホルダーズ・ミーティングの開催

- 率先してSDGsに取り組む企業等の事例を共有し、他者がSDGsの活動を検討・実施する際に参考にするための場として、2016年度から環境省が開催。2016年度は3回開催し、8の企業・自治体の先進事例をのべ約600人に共有。

### ■ 企業、地方自治体の取組

- 企業戦略への取り込み。
- 地方自治体の計画への取り込み。